

政令第 号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 港湾の効率的な運営に関する事項

附 則

（施行期日）

1 この政令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年九月十五日）から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に定められた港湾計画については、この政令の施行後最初に変更されるまでの間は、

この政令による改正後の港湾法施行令第一条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、港湾計画の記載事項に港湾の効率的な運営に関する事項を追加する必要があるからである。